

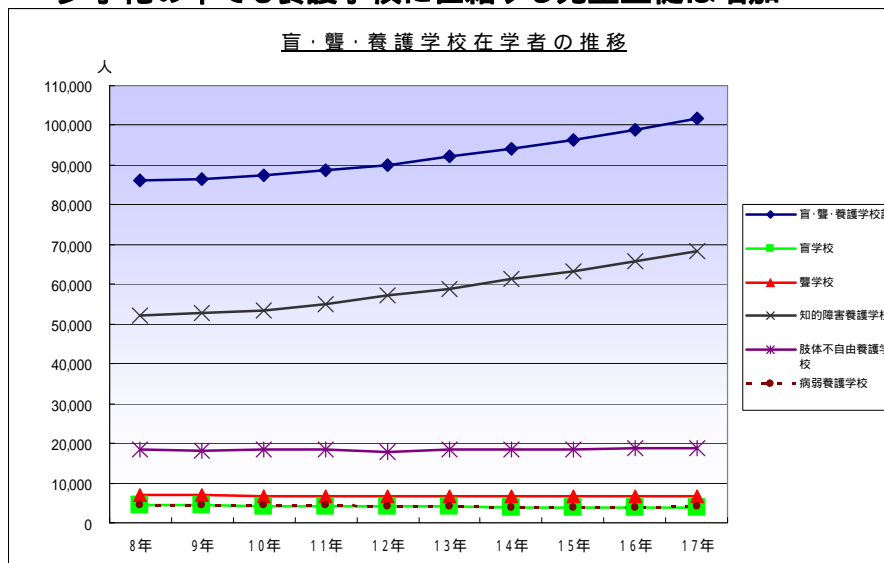
# 特別支援教育に向けた 制度の改正と肢体不自由教育

平成18年6月17日  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1

## 児童生徒の増加

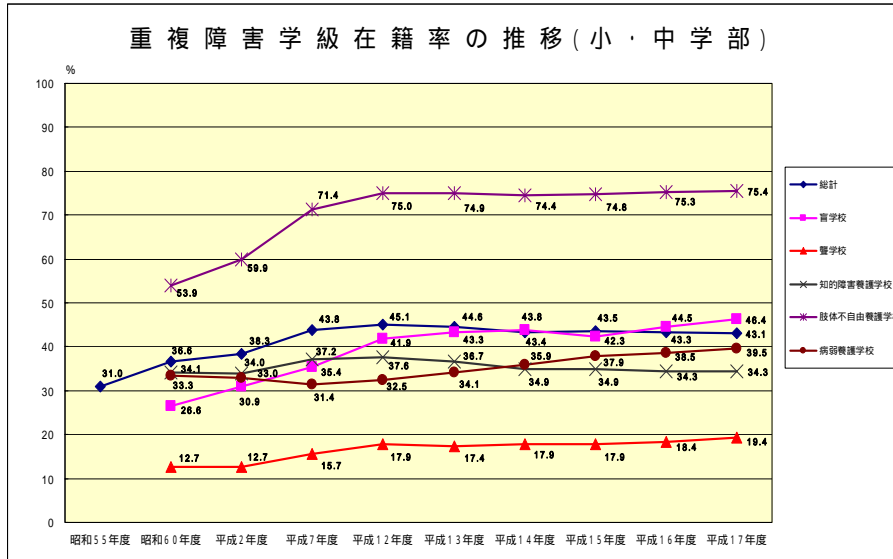
少子化の中でも養護学校に在籍する児童生徒は増加



2

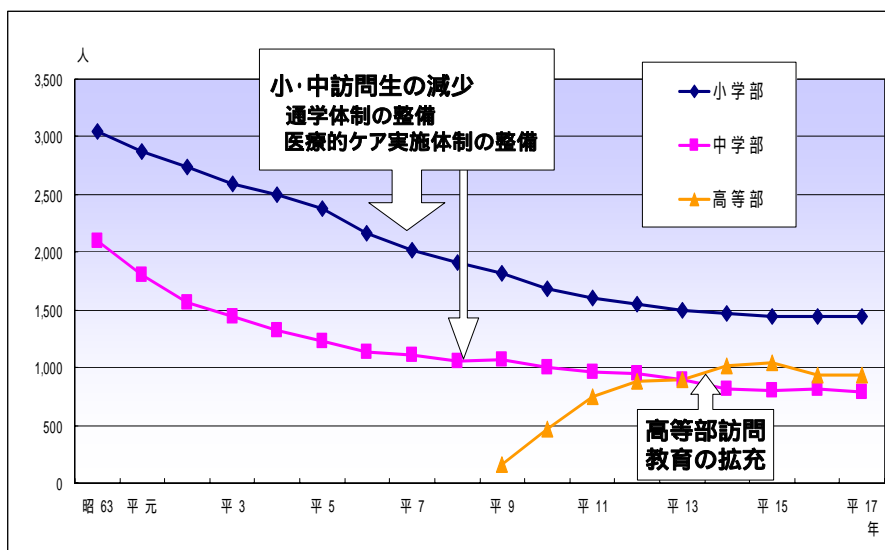
## 障害の重度・重複化

肢体不自由養護学校では児童生徒の75%が重複学級に在籍



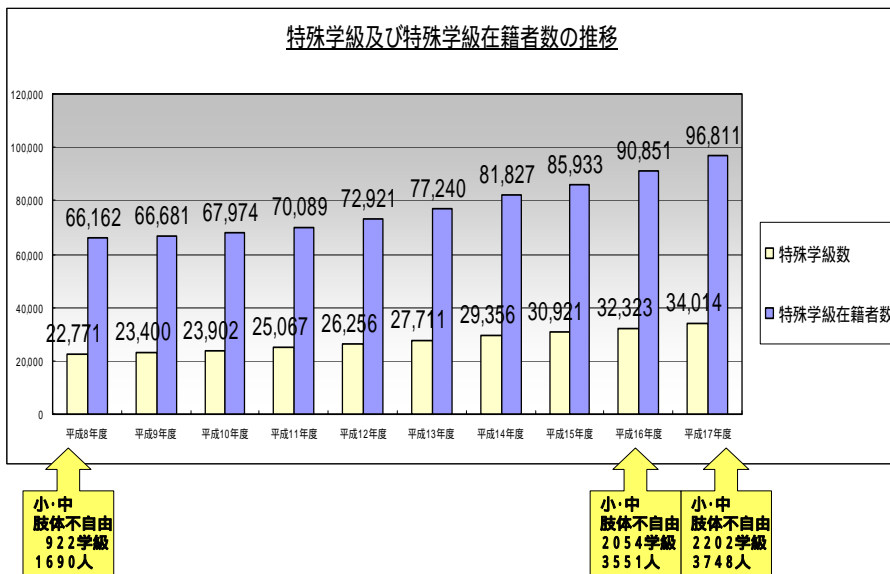
3

## 訪問教育対象児童生徒の推移(盲・聾・養護学校 小・中・高等部)

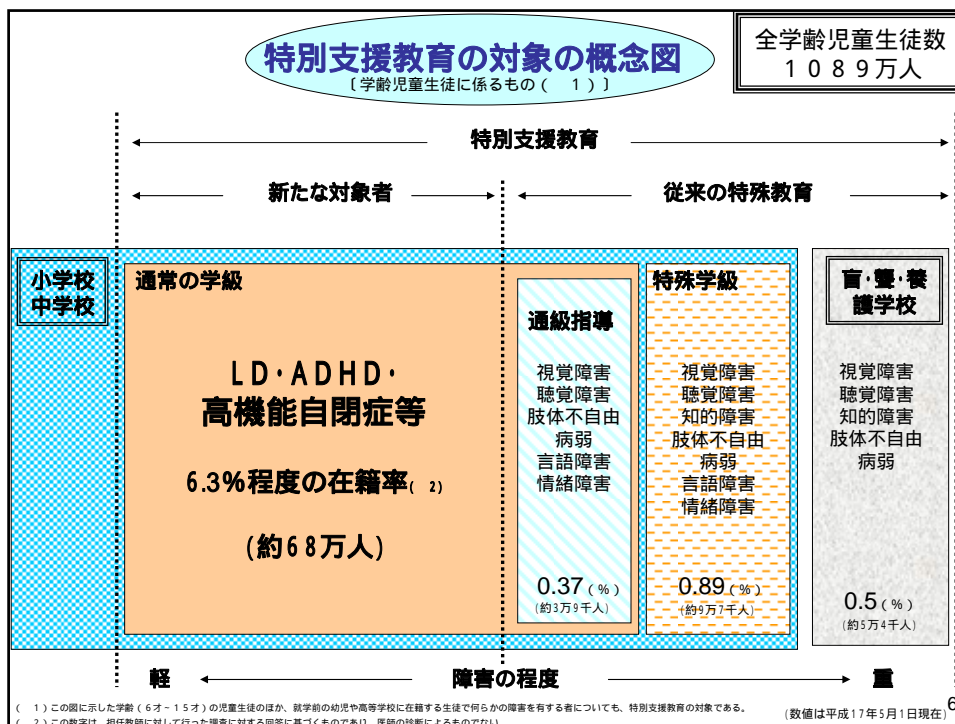


4

## 特殊学級数、在籍数とも増加傾向



5



6

# 中央教育審議会答申

## 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」

(平成17年12月8日)

### 特別支援教育の理念と基本的な考え方

特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。

### 盲・聾・養護学校制度の見直しについて

障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校(仮称)」）に転換。

「特別支援学校(仮称)」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。

### 小・中学校における制度や教員免許制度の見直しについても提言

7

## 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

### 趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

### 概要

#### 学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

#### 教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

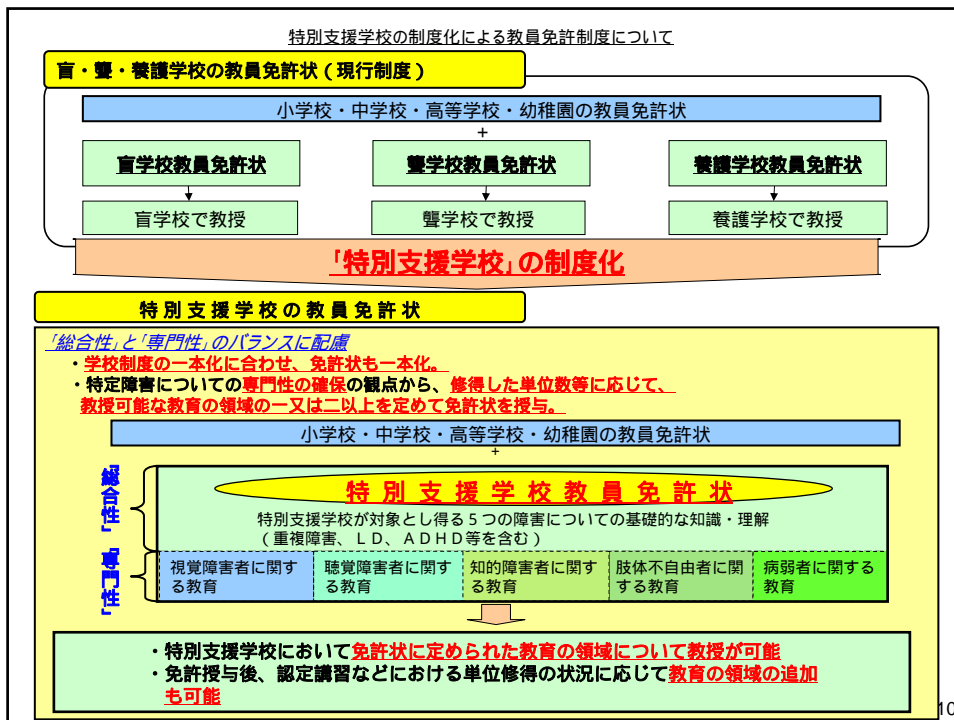
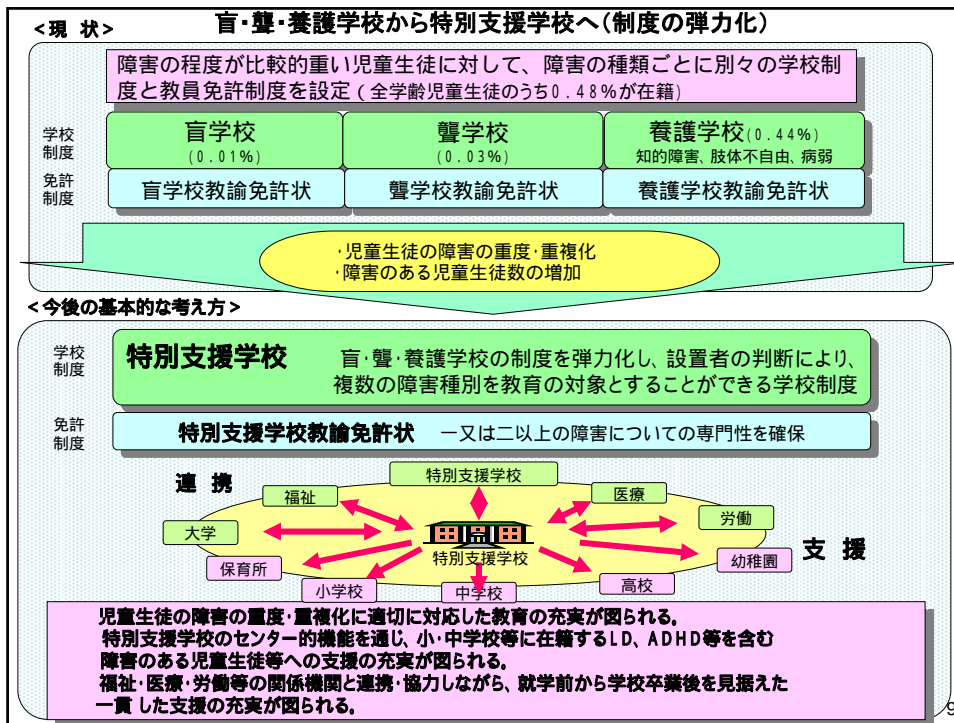
#### その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

#### 施行期日

平成19年4月1日

8



## 特別支援教育の推進(取組状況)

### 地域における特別支援教育の総合的検討

- 検討委員会の設置等
- 特別支援教育連携協議会の設置(関係機関の連携)
- 専門家、関係機関、NPO等との連携の推進

11

## 盲・聾・養護学校の在り方の検討

### 各地の動向

- 盲・聾・養護学校の再編(新設を含む)
- 複数の障害種に対応した養護学校の増加(肢体不自由教育部門や知的障害教育部門等)
- 総合制の養護学校の取組(障害種別で分けない)
- 小・中・高、他校種の特殊学校への分校・分教室の設置

12

## 一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 個別の教育支援計画への取組
  - ニーズと役割分担の明確化
  - 情報共有から行動連携へ
- 医療的ケア実施体制の整備
  - 看護師配置の増加
  - 教育と医療の連携による教育の充実

13

## 個別の教育支援計画の策定

一人一人のニーズを明確にし関係者との連携による支援を推進

新「障害者プラン」(重点施策5カ年計画)

新「障害者基本計画」:平成14年12月に閣議決定  
計画の性格:障害者基本法で策定を義務づけられた法定計画  
計画期間:平成15年からの10カ年

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築

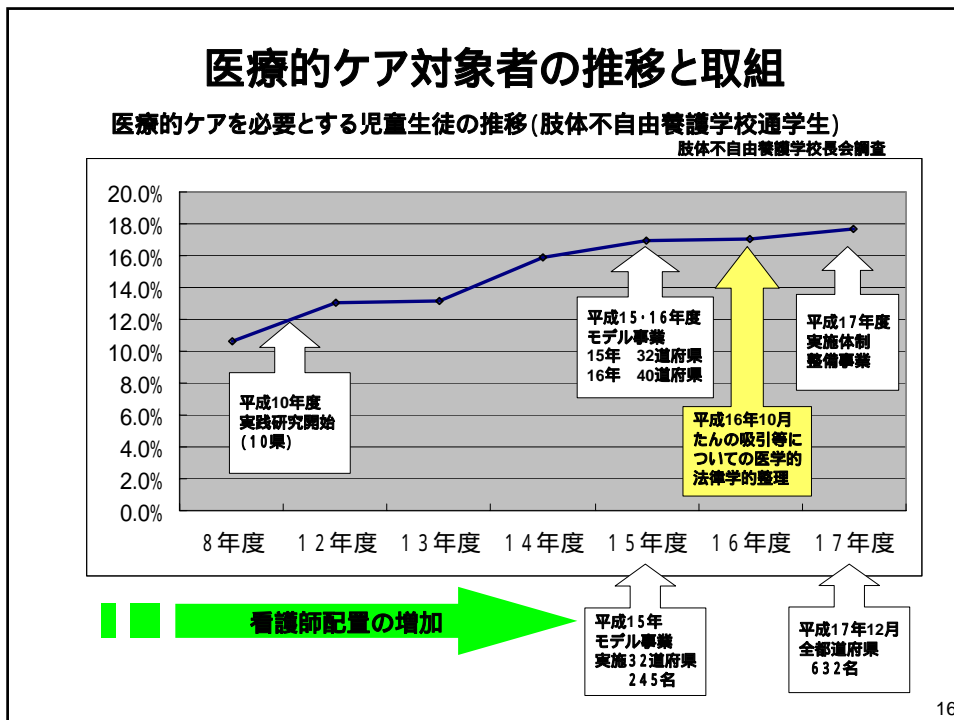
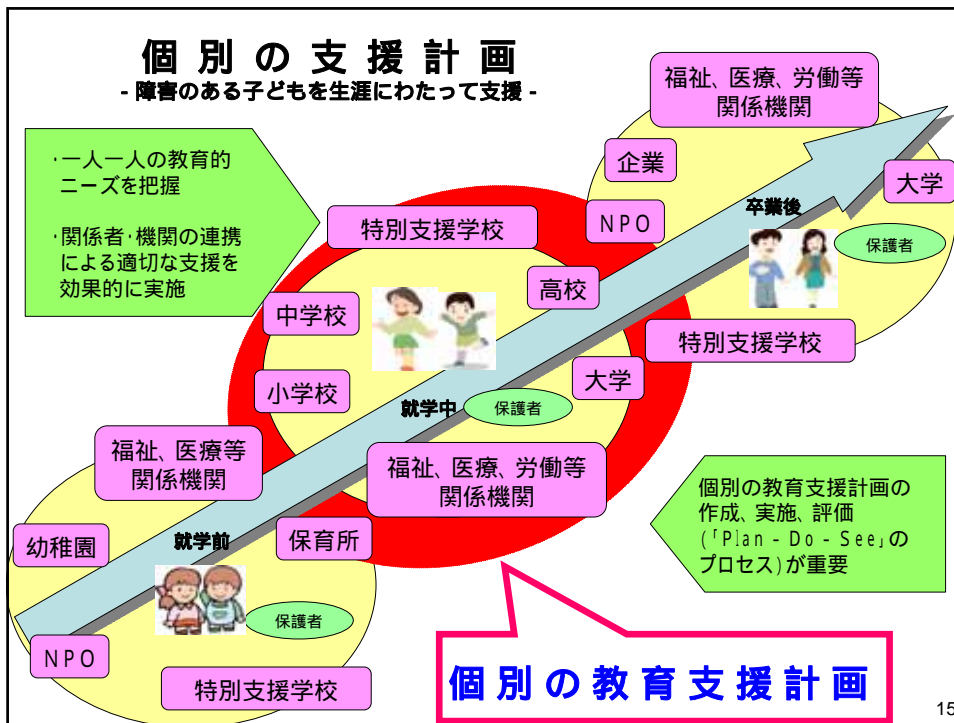
教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から  
適切な支援を行う支援計画の策定など

前期5年間の重点実施計画

新「障害者プラン」

盲・聾・養護学校において個別の支援計画を  
平成17年度までに策定する

14





## 医療的ケアの対象と実施体制の整備

### 盲・聾・養護学校における医療的ケアの対象児童生徒数と看護師等の対応者

校種	医療的ケアが必要な子供の在籍する学校		医療的ケアが必要な子供		看護師配置校	看護師数	看護資格を有する養護教諭	医療的ケアに関わっている教員数
	A	B (B/A%)	Bの子供の数に対して	Bの子供の数に対して				
盲学校	(71校)	16校 (23%)	38人 (4%)	6校	5人	1人	3人	
聾学校	(106校)	21校 (20%)	35人 (2%)	6校	5人	0人	7人	
知的障害養護学校	(528校)	262校 (50%)	1357人 (4%)	130校	211人	17人	339人	
肢体不自由養護学校	(202校)	191校 (95%)	3906人 (20%)	164校	341人	17人	2371人	
病弱養護学校	(92校)	52校 (57%)	488人 (17%)	24校	35人	0人	49人	
合計	(999校)	542校 (54%)	5824人 (9%)	330校	597人	35人	2769人	

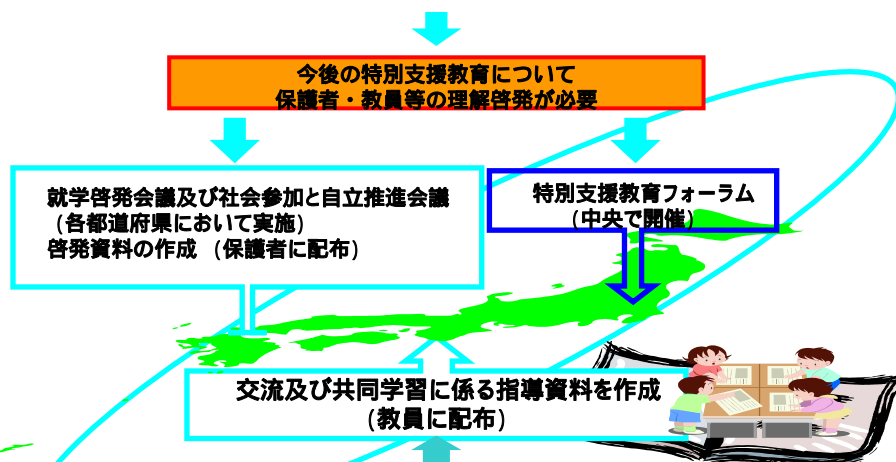
(文部科学省特別支援教育課による「盲・聾・養護学校における医療的ケアの実施体制整備状況に関する調査」から抜粋)  
看護資格を有する養護教諭数については、医療的ケアを実施している者の数である

17

## 一層の理解・啓発に向けて

### 特別支援教育普及啓発事業(平成18年度予算)

平成15年度より、特別支援教育の制度改正に向けた取組を推進してきたところ。



障害者基本法改正(平成16年6月4日公布)

第十四条 三

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。